

岩手県告示第 392 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 19 年 4 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 施行者の名称 滝沢村
- 2 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画道路事業 3・4・135 号 巢子駅線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 平成 16 年岩手県告示第 144 号及び平成 18 年岩手県告示第 367 号の事業地のうち巢子地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巢子地内
- 4 事業施行期間 平成 16 年 3 月 2 日から平成 21 年 3 月 31 日まで